

令和3年2月12日

四国税理士会
会長 清田 明弘 殿



高松国税局長
天野 雅夫



申告期限延長等に伴う税理士関与のある納税者に対する調査について

平素から税務行政に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

確定申告期間中の法人税等の調査につきましては、令和2年12月17日開催の実務者会議において、「2月24日（水）から3月15日（月）までの間、税理士関与のある納税者に対する新規着手を原則として見合わせる」旨を連絡しているところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することとされました。

これに伴い、国税局及び税務署が令和3年3月16日（火）から令和3年4月15日（木）までの期間（以下「当該期間」といいます。）に税理士関与のある納税者に対して行う調査について、下記のとおり対応することとしております。

これらについて、御承知いただくとともに、各支部及び会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 当該期間に新たに実施する調査の対応

(1) 調査査察部における対応

調査査察部における調査部門が当該期間に税理士関与のある納税者に対して新たに調査を行う際には、関与税理士の皆様が申告期限の延長等により対応困難となるような事情がないかを確認した上で、弾力的に対応することとしています。

(2) 調査査察部以外の担当部署における対応

調査査察部以外の担当部署が当該期間に税理士関与のある納税者に対して行う調査については、原則として、新たに実施しないこととしています。

2 事前通知等済の事案の対応

税理士関与のある納税者に対して当該期間に調査を行うことを予定し、既に関与税理士（又は納税者）に対して事前通知等を行っている場合は、関与税理士の皆様に対して日程変更に関する意向を確認し、申告期限の延長等を理由に調査日程の変更の申し出があった場合には、調査着手を延期するなど弾力的に対応することとしています。

3 調査継続中の事案

調査継続中の事案について、当該期間に税理士関与のある納税者への臨場を予定している場合は、関与税理士の皆様に対して日程変更に関する意向を確認し、申告期限の延長等を理由に日程変更の申し出があったときは、臨場日を延期するなど弾力的に対応することとしています。